

流動性規制に関するQ&A

(平成 26 年 12 月 11 日公表)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」(以下、「本告示」という。)の条文番号となっています。

【流動性カバレッジ比率】

【第 1 章 (定義) 関係】

<基準日から 30 日を経過する日までの間>

【関連条項】第 1 条第 2 号、第 45 号、第 50 号等

第 1 条-Q1 基準日から 30 日後が営業日に当たらない場合であっても、基準日から当該日までを「基準日から 30 日を経過する日までの間」とみなしてもよいでしょうか。

(A)

基準日から 30 日後が営業日に当たらない場合にも、基準日から当該日までを「基準日から 30 日を経過する日までの間」とみなします。

<有価証券を担保とした資金の貸付け>

【関連条項】第 1 条第 10 号

第 1 条-Q2 有価証券を担保とした資金の貸付けはレポ形式の取引等に該当しますか。

(A)

有価証券を担保としているものであっても、顧客に対する通常の資金の貸付けに当たるものであれば、レポ形式の取引等には該当しません。我が国以外の国又は地域においても、資金の貸付けに準じたものは、レポ形式の取引等に該当しないものとします。

<中央政府>

【関連条項】第 1 条第 16 号

第 1 条-Q3 「中央政府」とは何を指しますか。

(A)

我が国の「中央政府」とは、国の行政機関である府、省、委員会及び庁を指し、これらが所掌事務を遂行するために設置した内部部局、審議会・協議会その他の機関及び地方支

分部署も含めるものとします。なお、立法機関、司法機関についても、これらに準ずるものとして含めます。

外国の「中央政府」とは、各国の流動性カバレッジ比率規制上定めたそれぞれの「中央政府」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には我が国の「中央政府」の基準に準じて取り扱うものとします。

<我が国の地方公共団体>

【関連条項】第1条第17号

第1条-Q4 「我が国の地方公共団体」とは何を指しますか。

(A)

「我が国の地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3第2項及び第3項等に定める以下のものを指します。

- ・ 普通地方公共団体：都道府県及び市町村
 - ・ 特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団
- なお、地方公務員等共済組合等は「我が国の地方公共団体」には該当しません。

<外国の中央政府以外の公共部門>

【関連条項】第1条第17号

第1条-Q5 「外国の中央政府以外の公共部門」の判断基準は何ですか。

(A)

「外国の中央政府以外の公共部門」に該当するかどうかの判断は、各国が流動性カバレッジ比率規制上定めたそれぞれの「公共部門」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には、我が国の「政府関係機関」及び「地方公共団体」の基準に準じて取り扱うものとします。

<金融機関等>

【関連条項】第1条第19号

第1条-Q6 「金融機関（略）若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」の具体的な範囲を教えてください。

(A)

原則として、日本標準産業分類の「J.金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者、及び「K.不動産業、物品賃貸業」のうち「7011.総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が該当します。また、外国法人についても、これらに準ずる者が該当することとなります。

ただし、「621.中央銀行」や「6616.預・貯金等保険機関」に該当する者のほか、金融秩序・信用秩序の維持や金融・金融取引の円滑化等のための公益的な業務のみを専ら行う者につ

いては、対象に含まれません。

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、金融機関等に含まれません。

<流動性リスク管理の観点から重要性が低いと認められる者>

【関連条項】第1条第19号

第1条-Q7 「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」とは何を指しますか。

(A)

「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」に含まれる法人等のうち、事業規模が小さい等の理由から、事業法人等として扱っても流動性リスク管理の観点から問題ないと考えられる法人等を指します。例えば、仮に「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」でなかったとすれば、その規模から中小企業等に該当するような法人が該当すると考えられます。

もともと、個々の規模が大きくなくとも全体として法人数が多い場合には、これら法人の扱いが流動性カバレッジ比率の数字に大きな影響を与える可能性があります。そのため、一部の法人を金融機関等の定義から除く場合には、流動性カバレッジ比率への影響の重要性を把握し、その影響が小さくなるように金融機関等の定義から除く法人の規模等を決定する必要があります。

<外国の国立銀行、国営銀行>

【関連条項】第1条第19号

第1条-Q8 外国の国立銀行又は国営銀行はどのように取り扱いますか。

(A)

銀行法第10条第2項第8号に規定された「外国銀行」に該当する場合には、すべて「金融機関等」として取り扱うものとします。

「外国銀行」に該当しない場合であって、第1条第17号の「外国の中央政府以外の公共部門」に該当するときは、外国の中央政府以外の公共部門として扱います（「外国の中央政府以外の公共部門」の判断基準については「第1条-Q5」も参照のこと。）。

上記のいずれにも該当しない場合には、事業法人等として取り扱います。

<中央清算機関、資金清算機関、振替機関>

【関連条項】第1条第19号

第1条-Q9 中央清算機関、資金清算機関、振替機関はどのように取り扱いますか。

(A)

中央清算機関、資金清算機関、振替機関については、金融機関等として取り扱うこととします。

<流動性ストレス時の定義>

【関連条項】第1条第22号

第1条-Q10 流動性ストレス時に、具体的に想定しているストレスを教えてください。

(A)

本告示で想定している流動性ストレス時には、銀行特有の要因や市場全体の要因により以下のような事態が引き起こされることを想定しています。当該ストレスは、2007年に始まった金融危機でみられた多くのストレスを、1つの重大なシナリオとして集約した仮想的なものであり、特定の時期に観測されたストレスを指すものではありません。

- ・ 預金の流出
- ・ 事業法人、金融機関等からの無担保による調達能力の低下
- ・ 一部の担保を用いたレポ形式の取引等や一部の取引相手方とのレポ形式の取引等による資金調達能力の低下
- ・ 自行の格付が3ノッチ格下げされることに伴う追加担保の差入れなど契約上の追加的な資金流出
- ・ 担保の質やデリバティブに対する将来の潜在的なエクスポージャーに影響を与えることに伴う、より高い担保のヘアカットや追加担保の差入れ、その他の流動性の手当てが必要になるような市場ボラティリティの高まり
- ・ 銀行が顧客に提供している信用・流動性ファシリティの予定外の引出し
- ・ 風評リスクの緩和を目的として、銀行が債務返済や契約外の債務の引受けを行う潜在的な必要性

<非依頼格付の使用禁止>

【関連条項】第1条第26号、第27号、第29号

第1条-Q11 どのようなものが「非依頼格付」に該当するのでしょうか。

(A)

流動資産の判定にあたり使用できる格付とは、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、流動性カバレッジ比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する。）を指します。したがって、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第1条第26号、第27号及び第29号の「非依頼格付」に該当し、流動性カバレッジ比率を算出する際には使用できません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的な依頼を受けていることが

特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかである場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

<依頼の有無の特定>

【関連条項】第1条第26号、第27号、第29号

第1条-Q12 適格格付機関が格付を付与している場合であっても、発行体による依頼の有無が特定できない場合は、無格付扱いとなりますか。

(A)

発行体又は適格格付機関等を通じた確認の結果、依頼の有無が特定できない格付については、無格付扱いとします。ただし、有価証券に対して付与された個別格付について依頼の有無が特定できない場合であっても、債務者信用力格付が依頼に基づき付与されていることが特定できる場合には、債務者信用力格付を用いることができます。

なお、依頼の有無を確認する具体的な方法は各金融機関の任意の方法によることとし、例えば、①適格格付機関の公表情報等に基づく確認、②適格格付機関への照会、③発行体への照会、④市場情報提供会社等の活用等が考えられます。

<過去の流動性ストレス期>

【関連条項】第1条第32号

第1条-Q13 過去の流動性ストレス期として、具体的にはどの程度まで遡る必要がありますか。

(A)

我が国において、流動性ストレス期とみなせる期間としては、直近では、2007年以降のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機の期間や1990年代後半が考えられます。

もっとも、2007年以降の世界的な金融危機は、本告示の公布時点からみてそれほど時間が経過していないため、当時のデータの入手が比較的困難ではない一方で、1990年代後半からは一定の時間が経過しており、当時のデータの入手が困難となる可能性が高いと考えられます。

そこで、2007年まで遡ることを基本としつつ、海外営業拠点等が所在する国又は地域固有の事情を踏まえながら、可能な範囲内でデータ等を参照することとします。

ただし、本邦の証券については、2007年時点での市場への影響は限定的であったことから、後述の価格下落率テスト等は2008年まで遡ればよいこととします。

<中小企業等の判定>

【関連条項】第1条第43号

第1条-Q14 中小企業等に該当するかどうかの判定方法について教えてください。

(A)

中小企業等に該当するかどうかの判定は、貸出等によって信用の供与等を行っている先と行っていない先で異なります。

信用の供与等を行っていない先については、以下の2つが要件となります。

- ① 当該先から預け入れられた預金等の額が1億円未満であること
- ② リスク管理において、当該先の預金を個別にモニタリングしていないなど、一般的な個人からの預金と同等に扱っていること

一方で、信用の供与等を行っている先については、以下の2つが要件となります。

- ① 当該先から預け入れられた預金等の額が1億円未満であること
- ② 当該先への信用の供与等が、標準的手法採用行の場合には自己資本比率告示の信用リスクにおける標準的手法の中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第68条）、内部格付手法採用行の場合には内部格付手法におけるその他リテール向けエクスポージャー（自己資本比率告示第1条40号）にそれぞれ該当すること

ただし、信用の供与等を行っていない先についても、仮に信用の供与等を行っていた場合においても、当該先への与信を当該先の企業規模などから中小企業等向けエクスポージャーもしくはその他リテール向けエクスポージャーには明らかに分類しないであろう先については、中小企業等として扱うことは適当でないと考えられます。

<中小企業等の判定の頻度>

【関連条項】第1条第43号

第1条-Q15 中小企業等に該当するかどうかの判定は、どのくらいの頻度で行う必要がありますか。

(A)

第1条-Q14で述べたように、中小企業等に該当するかどうかの判定は、その一部において、自己資本比率告示の信用リスクにおける標準的手法の中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第68条）又は内部格付手法におけるその他リテール向けエクスポージャー（自己資本比率告示第1条40号）の概念を用いて行います。

通常の報告においては、流動性カバレッジ比率の方が自己資本比率よりも当庁への報告の頻度が高いほか、基準日からの報告期限も短くなっています。当面の間は、中小企業等の判定を毎回行う必要はなく、自己資本比率における中小企業等向けエクスポージャー又はその他リテール向けエクスポージャーの判定と同じ頻度で行うこととし、報告日に利用可能な最新の判定結果を用いることとします。すなわち、たとえ同じ基準日に関する報告であっても、必ずしも流動性カバレッジ比率と自己資本比率で判定結果が整合的である必要はありません。

<期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間>

【関連条項】第1条第45号、第54号

第1条-Q16 期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間はどのように判断しますか。

(A)

期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間は、負債性有価証券及び借入金の性質に応じて、以下のように区分して考えます。

- ① 投資家の裁量により、期限前償還の請求ができる負債性有価証券又は借入金については、次回コール日を満期とみなして残存期間を計算します。
- ② 銀行の裁量により、期限前弁済又は期限前償還できる負債性有価証券又は借入金については、流動性ストレス時を想定した上で、価格算定モデルに基づいて計算される合理的な期待償還年限に基づいて残存期間を計算することとします。ただし、価格算定モデルにより残存期間が計算できない場合に限り、法定償還日に基づき残存期間を計算することができることとします。

また、正式に承認された実効的な流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）において、流動性ストレス時にこれらの期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の全部ないし一部について早期償還をしないことが明示的に定められている場合には、そうした取扱いを前提とすることも可能です。逆に、市場において早期償還することが期待されており、早期償還しないことによるレピュテーションリスクの発生等が考えられる場合には、次回コール日に基づいて残存期間を計算することとします。

- ③ 金融指標等により償還が決定される（トリガー型）仕組債等については、流動性ストレス時を想定した上で、価格算定モデルに基づいて計算される合理的な期待償還年限に基づき残存期間を計算します。期限前償還年限の算出が困難な場合は、保守的に次回コール日により残存期間を計算することとします。

<安定的定期預金>

【関連条項】第1条第50号

第1条-Q17 安定的定期預金の要件の1つにある「法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを請求することができないもの」とは、何を意味しますか。

(A)

我が国以外の国又は地域が定める法令を含む法令において、基準日から30日を経過する日までの期間において預金者が払戻しを請求することができないことが定められている預金、もしくは当該預金契約において、基準日から30日を経過する日までの期間において預金者が払戻しを請求することができないことが定められている預金を指します。

後者については、例えば、約款、店頭説明、パンフレット、ホームページ等によって、預金者に30日以内に預金を引き出す権利がない旨が十分に周知され、かつ、実際に預金者が払戻しを請求した場合にも、その請求に実務上応じていないことが必要です。ただし、預金者のやむを得ない事情（預金者の死亡、医療費の不足等）に基づく払戻しは、預金者保護の観点から、これに該当しないと考えます。

<預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金>

【関連条項】第1条第50号

第1条-Q18 「当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払」とは、何を意味しますか。

(A)

預金者が満期日前に預金を解約する誘因を持たせないことを目的として、その水準が定められている手数料もしくは違約金を指します。例えば、預金者の請求に応じて定期預金を満期日前に解約する際に、当初の定期預金の金利ではないものの、解約する実際の期日に応じた定期預金もしくは普通預金の金利を支払っている場合には、預金者に経済的なペナルティーが課されないため、当初の定期預金の金利との差額は預金者に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金には該当しないと考えられます。

<自動継続の条項がある定期預金の満期日>

【関連条項】第1条第50号、第54号

第1条-Q19 定期預金の契約に自動継続の条項がある場合、当該定期預金の満期日はどのように判断しますか。

(A)

預金者の裁量により自動継続を停止できることから、自動継続定期預金の満期日は、次の自動継続日とみなします。

<据置期間のある定期預金の満期日>

【関連条項】第1条第50号、第54号

第1条-Q20 期日指定定期預金など、一定期間据置後は解約が自由である定期預金の満期日はどのように判断しますか。

(A)

据置期間経過後は解約が自由であることから、据置期間満了時が満期日となります。

<銀行に満期の延長に関するオプションがある定期預金の残存期間>

【関連条項】第1条第50号、第54号

第1条-Q21 銀行に満期を延長するオプションが付与されている定期預金の残存期間は

どのように判断しますか。

(A)

銀行の裁量により満期を延長できる定期預金については、流動性ストレス時においても、銀行が当該オプションを行使し満期を延長することが想定されます。一方で、満期を延長することにより資金流動性に何らかの問題があるとの風説が流れることを避けるために、銀行は当該オプションを行使しないことも考えられます。

本告示においては、銀行の裁量により満期を延長できる定期預金については、基本的に銀行は満期を延長せずに、契約上の満期日に預金者に払い戻されるものとしします。ただし、内部リスク管理において、そうした定期預金のうち流動性ストレス時にどの程度の割合の定期預金の満期を延長するかを合理的に見積もって管理している銀行においては、満期を延長すると見積もられた部分についてのみ満期を延長することを前提とすることも可能です。また、正式に承認された実効的な流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）において、流動性ストレス時にこれらの定期預金の全部ないし一部について満期を延長することが明示的に定められている場合には、そうした取扱いを前提とすることも可能です。

<プライム・ブローカレッジ業務>

【関連条項】第1条第57号

第1条-Q22 プライム・ブローカレッジ業務とはどのような業務を指しますか。例えば、ヘッジファンドを取引相手方とするレポ形式の取引等は当該業務に含まれますか。

(A)

プライム・ブローカレッジ業務とは、いわゆるヘッジファンド等の大規模な資金を運用する者に対して、資金・有価証券の貸借、決済業務、カストディ業務等の一連の総合的なサービスを特定の契約に基づき提供する業務を指します。ヘッジファンドとレポ形式の取引等を行ったとしても、その取引が総合的なサービスを提供する特定の契約に基づかないものであれば、プライム・ブローカレッジ業務とはみなしません。

<不可欠な業務>

【関連条項】第1条第61号

第1条-Q23 適格業務の要件の1つに、「当該特定業務の一部又は全部が、取引相手方にとって不可欠であること」とありますが、「不可欠である」とは具体的には何を意味しますか。

(A)

特定業務が顧客にとって不可欠であるかについては、他行の代替可能性、すなわち当該銀行に限らずとも担うことができる業務か否かを問うものです。

例えば、大企業の給与振込については、従業員数が多いことから、容易に他行へ振り替

えることは想定しにくく、他行の代替可能性は低い（不可欠である）と判断することができます。

<適格業務に係る契約>

【関連条項】第1条第61号

第1条-Q24 適格業務の要件の1つに、「当該特定業務に係る契約に次に掲げるいずれかの事項が定められていること」とありますが、契約に明記されていることが求められますか。

(A)

契約書又は約款その他開示資料に明記されていることが求められます。

<マージン貸出>

【関連条項】第1条第63号

第1条-Q25 マージン貸出とは、具体的にはどのような取引を指しますか。我が国における株式の信用取引はマージン貸出に該当しますか。

(A)

マージン貸出とは、プライム・ブローカレッジ業務の顧客に対して行われる、顧客が当該貸出による借入資金で購入する有価証券を担保として供することが契約上定められている貸出を指します。プライム・ブローカレッジ業務の一部として提供されている訳ではない我が国における株式の信用取引は、マージン貸出には該当しません。我が国における株式の信用取引の取扱いは、第33条-Q3をご参照ください。

<健全性監督対象の金融機関等>

【関連条項】第1条第74号

第1条-Q26 健全性監督対象の金融機関等とは何を意味しますか。また、我が国の規制に基づき、健全性監督対象の金融機関等の具体的な範囲を教えてください。

(A)

健全性監督対象の金融機関等とは、バーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率に関する基準が適用される金融機関（外国の金融機関を含む。）を指します。したがって、我が国の規制に基づき、当該範囲に含まれる金融機関は、以下の通りです。

- ・ 預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関
- ・ 預金保険法第2条第5項に規定する銀行持株会社等
- ・ 農林中央金庫
- ・ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行う漁業

協同組合及び同法第 87 条第 1 項第 4 号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第 93 条第 1 項第 2 号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第 97 条第 1 項第 2 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

- ・ 金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）第 57 条の 12 第 3 項に規定する最終指定親会社及びその子法人等のうち最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 22 年金融庁告示第 130 号）第 2 条の規定により連結自己資本比率を計測している最終指定親会社及びその子法人等

< 第一種金融商品取引業者等 >

【関連条項】 第 1 条第 74 号

第 1 条-Q27 第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む。）又は経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む。）が健全性監督対象の金融機関等であるか否かの判定はどのように行いますか。

(A)

第一種金融商品取引業者又は経営管理会社が健全性監督対象の金融機関等であるか否かの判定は、それぞれの本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社とは、連結ベースの親会社ではなく、個々の第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地によって判断することに留意が必要です。

国内の経営管理会社が健全性監督対象の金融機関等であるか否かの判定は、当該経営管理会社が金融コングロマリット監督指針Ⅱ - 2 - 1 (2) ②（算定方法）の規定又は平成 18 年金融庁告示第 20 号（銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）の規定に基づき合算自己資本等の計算を行っているかどうかを基準として行うものとします。

【第 2 章（流動性カバレッジ比率）関係】

< 海外営業拠点 >

【関連条項】 第 2 条、第 8 条

第 2 条-Q1 海外駐在員事務所は「海外営業拠点」に該当しますか。

(A)

海外駐在員事務所は、「海外営業拠点」に該当しません。したがって、海外に駐在員事務所のみを有している銀行には、流動性カバレッジ比率規制は適用されません。

<算入可能適格流動資産の合計額>

【関連条項】第3条

第3条-Q1 算入可能適格流動資産の合計額の計算方法について、具体例を用いて示してください。

(A)

第3条第1項にあるように、算入可能適格流動資産の合計額は、①から③を足し合わせた金額から④及び⑤の金額を差し引いた金額となります。なお、①から③には、第46条第2項第1号のファシリティに係る資金流出額のネットティングの計算において使用した適格流動資産を算入できないことに留意が必要です。

- ①適格レベル1資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
- ②適格レベル2A資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
- ③適格レベル2B資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
- ④適格レベル2B資産の15パーセント上限に係る調整額
- ⑤適格レベル2資産の40パーセント上限に係る調整額

ここで、④及び⑤の金額を計算するためには、第3条第4項から第6項で定められる⑥から⑧の金額を計算する必要があります。これらの金額は、30日以内に満期が到来するレポ形式の取引等のうち適格流動資産を用いた取引を、仮に解消したとした場合の①から③の金額に相当します。

- ⑥レベル1資産調整後残高
- ⑦レベル2A資産調整後残高
- ⑧レベル2B資産調整後残高

まず、④の金額を計算します。④の金額は、第3条第2項にあるように、⑨の金額又は⑩の金額のうち小さい方の額を⑧の金額から差し引いたものとなります（ただし、零を下回る場合には零）。

$$\textcircled{9} \{ (\textcircled{6} \text{の金額} + \textcircled{7} \text{の金額}) \} \times 15/85$$

$$\textcircled{10} (\textcircled{6} \text{の金額}) \times 15/60$$

すなわち、以下の式で表されます。

$$(\textcircled{4} \text{の金額}) = (\textcircled{8} \text{の金額}) - \{ (\textcircled{9} \text{の金額}) \text{ 又は } (\textcircled{10} \text{の金額}) \text{ のうち小さい方} \}$$

最後に、⑤の金額は、第3条第3項にあるように、以下の式で計算されます（ただし、零を下回る場合には零）。

$$(\textcircled{5} \text{の金額}) = \{ (\textcircled{7} \text{の金額}) + (\textcircled{8} \text{の金額}) - (\textcircled{4} \text{の金額}) \} - (\textcircled{6} \text{の金額}) \times 2/3$$

具体的な数値例を用いて計算方法を示します。ここでは、以下のような金額を仮定することにします。

- ①適格レベル1資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額 15
- ②適格レベル2A資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額 25

③適格レベル 2B 資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額	140
⑥レベル 1 資産調整後残高	120
⑦レベル 2A 資産調整後残高	50
⑧レベル 2B 資産調整後残高	10

まず、④の金額を計算します。④の金額の計算に必要な⑨及び⑩の金額は以下のようになります。

$$(\text{⑨の金額}) = \{(\text{⑥の金額}) + (\text{⑦の金額})\} \times 15/85 = (120+50) \times 15/85 = 30$$

$$(\text{⑩の金額}) = (\text{⑥の金額}) \times 15/60 = 120 \times 15/60 = 30$$

④の金額の計算には、⑨の金額又は⑩の金額のうち小さい方の額を用いることとなりますが、この例の場合には同額となるため、⑩の金額を用いて以下のように計算します。ただし、計算結果が零を下回るため、④の金額は零になります。

$$(\text{④の金額}) = (\text{⑧の金額}) - (\text{⑩の金額}) = 10 - 30 = -20 < 0$$

次に⑤の金額を計算します。この場合も、計算結果が零を下回るため、⑤の金額は零になります。

$$\begin{aligned} (\text{⑤の金額}) &= \{(\text{⑦の金額}) + (\text{⑧の金額}) - (\text{④の金額})\} - (\text{⑥の金額}) \times 2/3 \\ &= (50+10-0) - 120 \times 2/3 = 60 - 80 = -20 < 0 \end{aligned}$$

最後に、算入可能適格流動資産の合計額を計算します。

$$\begin{aligned} (\text{算入可能適格流動資産の合計額}) &= \{(\text{①の金額}) + (\text{②の金額}) + (\text{③の金額})\} \\ &\quad - \{(\text{④の金額}) + (\text{⑤の金額})\} \\ &= (15+25+140) - (0+0) \\ &= 180 \end{aligned}$$

<二重計上の禁止>

【関連条項】第3条第7項

第3条-Q2 一部の適格流動資産について、流動資産であること及び運用上の要件を満たすにもかかわらず、算入可能適格流動資産として計上することができないのはなぜですか。

(A)

これらの資産は、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額に関するファシリティの未使用枠（第46条第2項第1号）とネットティングするために用いられており、資金流入と同様に扱われています。流動性カバレッジ比率の計算ルールには、二重計上の禁止という原則を設けており、同一の資産もしくは資産から生じるキャッシュ・フローを算入可能適格流動資産及び資金流入に二重に計上することはできません。このケースの場合、対象となる資産が資金流入と同等とみなされるため、当該資産を算入可能適格流動資産に計上することはできません。

<ネットィング>

【関連条項】 第3条第7項

第3条-Q3 第3条第7項では、第46条第2項第1号でネットィングに用いた流動資産について算入可能適格流動資産への計上を禁止しています。第46条第2項第1号では、流動資産をネットィングに用いることができると定められているため、ネットィングに用いないことも可能と考えられます。ネットィングに用いない場合には、算入可能適格流動資産に計上することは可能ですか。

(A)

第46条第2項第1号においては、流動資産を必ずしもネットィングに用いなければならないこととはしてはいません。もっとも、銀行がネットィングに用いるか否かを裁量により決められるとすると、流動性リスクに関する同じリスク・プロファイルに対して2通りの流動性カバレッジ比率が計算されることとなります。そこで、本告示では、原則として担保として差し入れられている流動資産をネットィングに用いることを想定しています。ただし、内部管理において担保が十分に管理されておらず、ネットィングの処理が困難な場合等においては、算入可能適格流動資産へ計上することも可能です。いずれの方法においても、合理的な理由がない限り、継続的に使用することが求められ、他の方法に恣意的に変更することはできません。

<小規模の連結子法人等>

【関連条項】 第3条、第4条、第5条、第6条

第3条-Q4 連結流動性カバレッジ比率の連結範囲を示す「銀行及び連結子法人等」には、小規模な連結子法人等も含まれますか。

(A)

連結流動性カバレッジ比率を計算する上での連結の範囲には、自己資本比率の算出にあたり連結の対象に含まれるものであれば、その規模を問わず全ての連結子法人等が含まれます。

ただし、連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも合理的と考えられます。例えば、基準日時点で利用可能な最新の財務諸表情報に基づき、以下のように計算することが考えられます。

- ①算入可能適格流動資産は零とする。
- ②すべての流動負債（内部取引を除く）を100%資金流出とする。
- ③資金流入額は零とする。

連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等に対して保守的な取扱いを行う場合には、その適用範囲の選定基準や適用方法を明確に定め、定期的に検証する必要があります。また、合理的な理由がない限り、適用範囲の選定基準や

適用方法を変更することはできません。

<元本補てん信託>

【関連条項】第3条、第4条、第5条、第6条

第3条-Q5 信託勘定の元本補てん信託の取扱いを教えてください。

(A)

信託勘定の元本補てん信託については、信託勘定に分類されるものの、預金保険法第2条第2項に掲げる「預金等」に該当し、銀行の資産・負債と一体としてリスク管理を行うことが適当と考えられることから、流動性カバレッジ比率の計算においてもこれらと一体として取り扱います（自己資本比率規制とも整合的な取扱い）。すなわち、これらの信託については、以下のような取扱いとします。

①信託勘定と銀行勘定の間の内部取引については相殺消去する（したがって、流動性カバレッジ比率の数値には影響を与えない）。

②外部との取引については、それぞれの取引に応じて資金流出率に係る規定を適用する。

これらの信託については、連結子法人等として連結する取扱いとしている訳ではないことから、単体流動性カバレッジ比率の計算においても上記の方法に従って計算に含める必要があります。

<分別対象の資産・負債>

【関連条項】第3条、第4条、第5条、第6条

第3条-Q6 分別対象となる資産・負債の取扱いを教えてください。

(A)

顧客預り金やこれに対応する分別金信託等の分別対象となる資産・負債は、銀行の流動性リスクに影響を与えないため、計算の対象外となります。

【第4章（適格流動資産）関係】

<貨幣及び紙幣並びに銀行券>

【関連条項】第9条第1項第1号

第9条-Q1 貨幣及び紙幣並びに銀行券とは何を指しますか。

(A)

貨幣及び紙幣並びに銀行券とは、いわゆる硬貨や紙幣（政府紙幣及び銀行券）を指します。一方で、自己資本比率規制においては、現金を連結貸借対照表の「現金勘定」を指すものとされ、貨幣及び紙幣並びに銀行券のほか、金、手形小切手等も含むものとしています。したがって、本規制における貨幣及び紙幣並びに銀行券の概念は、自己資本比率規制

における現金の概念とは一致しません。

<中央銀行等への預け金>

【関連条項】第9条第1項第2号

第9条-Q2 中央銀行等への預け金が流動資産であることの要件の1つとして、「契約に基づき、銀行又は連結子法人等が払戻しをいつでも受けることができること」とありますが、具体的な計算方法を教えてください。

(A)

日本銀行への預け金に関しては、基準日における預け金の総額を計上して下さい。

外国中央銀行等に関しては、流動性カバレッジ比率に関する規制が導入されている国又は地域については、当該規制の定めに従って下さい。当該規制が導入されていない国又は地域については、本邦及び他国の規制を参考に、実態に即したかたちで計上して下さい。

<欧州安定メカニズム>

【関連条項】第9条第1項第3号

第9条-Q3 第9条第1項第3号に規定する「欧州安定メカニズムその他これに準ずるもの」には何が含まれますか。

(A)

欧州安定メカニズム (ESM) のほか、その前身である欧州安定化基金 (EFSF) が含まれます。

<中央銀行等が行う手形売出オペにおける売出手形の取扱い>

【関連条項】第9条第1項第3号

第9条-Q4 第9条第1項第3号に規定する「中央銀行等」が発行する「債券等」には、日本銀行が行う手形売出オペにおける売出手形も含まれますか。

(A)

日本銀行の手形売出オペにおいて振り出される売出手形についてもこれに含まれます。

外国中央銀行等に関しては、流動性カバレッジ比率に関する規制が導入されている国又は地域については、当該規制の定めに従って下さい。当該規制が導入されていない国又は地域については、本邦及び他国の規制を参考に、実態に即したかたちで計上して下さい。

<債務者が金融機関等である保証債>

【関連条項】第9条第1項第3号、第10条第1項第1号

第9条-Q5 「債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと」とありますが、債務者が金融機関等である保証債にはどのようなものが該当しますか。

(A)

債務者が金融機関等である保証債には、例えば、政府保証をもとに金融機関が発行する社債が該当します。この場合、政府保証が付されていても金融機関等の負債であることに変わりはないため、流動資産に含めることはできません。ただし、発行体が外形的には金融機関等であっても、本告示の枠組みにおいて中央政府以外の公共部門に該当する場合には、当該発行体が発行する有価証券を流動資産とすることを排除するものではありません。

<売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること>

【関連条項】第9条第1項第3号、第10条第1項第2号等

第9条-Q6 どのような場合に、「売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること」の要件を満たすと考えられますか。

(A)

「売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること」に関し、例えば、我が国で発行されている有価証券については、以下のような場合はこの要件を満たしていないと考えられます。

- 主に個人を対象にした有価証券で、金融機関の間で取引されることが想定されないこと
- 発行規模が小さいこと（例えば、個別銘柄の発行規模が10億円未満）
- 私募債である場合には、同一もしくは同等の発行体が発行する公募債と同様の条件（利回り、価格等）で取引されていないこと

反対に、市場慣行として広く担保として用いられている有価証券については、「売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められる」と考えられます。

<価格下落率等の確認>

【関連条項】第10条第1項、第11条第1項

第10条-Q1 過去の市場流動性ストレス期における時価の下落率等はどのように確認すればよいですか。また、どのくらいの頻度で確認する必要がありますか。

(A)

我が国で発行された有価証券については、価格の下落率もしくは担保掛目の下落幅について、2008年以降の月次の値、すなわち各月の前月の最終営業日から当月の最終営業日にかけての価格の下落率もしくは担保掛目の下落幅に基づくものとします。この際、過去の市場流動性ストレス期を特定する必要がありますが、有価証券の種類別に市場を表象する指数を参照し、過去最も価格の下落した1ヶ月を特定し、その期間の価格下落率を確認することとします。具体的には、有価証券の種別により、以下のように確認を行います。

- 株式の場合には、東証株価指数を使用して過去の市場流動性ストレス期を特定し、銘柄毎の価格もしくは担保掛目により確認します。
- 債券の場合には、まず価格下落率もしくは担保掛目の下落率の確認を行う銘柄を特定します。
 - ・ レベル1資産の候補となる債券の種別（本告示第9条第1項第3号に掲げる国債、政府保証債、地方債等）については、確認は不要です。
 - ・ 債務者が金融機関等又はその子会社もしくは関連会社である場合は、流動資産の定義から外れるため、確認対象に含める必要はありません。
- 上記以外の債券について確認が必要となりますが、同一の銘柄に対して過去の市場流動性ストレス期の価格をそのまま用いると、現在のデュレーションより長い（金利感応度が大きい）ため、過度に保守的な計算となってしまう可能性があります。また、新発債については過去のデータが存在しないケースが考えられます。このような場合、次のように確認することも可能です。
- まず、格付、残存年限毎にグループ分けした過去の市場流動性ストレス期の平均利回り変動（あるいは国債比の平均スプレッド変動等）を参照し、格付、残存年限（1年、3年、5年、10年等）でグリッド分けしたマトリックスを作成します。次に、現在保有している銘柄のデュレーション（もしくは保守的に満期までの年数）に、対応したグリッドの利回り変動幅を乗じることにより、想定される過去の市場流動性ストレス期における価格下落率の計算を行います。具体的には、過去の市場流動性ストレス期の利回り変動幅が下表の通りであったと仮定すると、現在の債券価格が100円である場合、格付A格で基準日におけるデュレーションが5年の債券の価格下落幅は $100 \times 1.00\% \times 5 = 5$ 円として計算されます。

		年限			
		1年	3年	5年	10年
	AA格	0.40%	0.50%	0.60%	0.70%
格付	A格	0.80%	0.90%	1.00%	1.20%
	BBB格	2.00%	2.20%	2.40%	2.50%

- ただし、感応度による計算では、実際の価格変動と乖離する可能性もあるため、特にBBB格の債券については、当該もしくは類似銘柄の実際の過去の価格変動による価格下落率テストや、日々の価格変動のモニタリングも併せて実施することが望ましいと考えられます。
- なお、コマーシャル・ペーパー等のように、残存期間が極めて短く、短期市場金利の動向や信用スプレッドの水準から、時価又は担保掛目の下落が10%を超えないことが明らかである場合は、価格下落率テストを省略することも可能とします。

我が国以外の国又は地域で発行された有価証券については、2007年以降の月次の値を用いて、我が国で発行された有価証券に対する確認方法と同様の方法によって確認することとします。

<社債及びコマーシャル・ペーパーの評価方法>

【関連条項】第10条第1項第2号、第11条第1項第3号

第10条-Q2 どのような社債又はコマーシャル・ペーパーが、「市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易である」と考えられますか。

(A)

社債については、新株予約権や転換権などが付随していない普通社債に該当するもの、また、コマーシャル・ペーパーについてもこれに準じたものであり、単純な割引現在価値法により価格評価が可能なものを指します。財務会計上の評価において外部の価格情報を引用している場合であっても、単純な割引現在価値法により価格評価が可能であれば、これに該当するものとしてします。

<銀行と密接な関係を有する者>

【関連条項】第10条第1項第2号、第11条第1項第1号

第10条-Q3 銀行と密接な関係を有する者に含まれる者を教えてください。

(A)

銀行の親法人、子法人及び関連法人並びに当該親法人の子法人等（銀行を除く。）及び関連法人等が含まれます。

<リスク・リテンションに係る措置>

【関連条項】第11条第1項第1号

第11条-Q1 住宅ローン担保証券が流動資産に該当する要件の1つに「リスク・リテンション（略）に係る措置が採られていること」とありますが、リスク・リテンションに係る措置が導入されていない国で発行された住宅ローン担保証券にも当該要件は適用されますか。

(A)

リスク・リテンションに係る措置が導入されていない国で発行された住宅ローン担保証券にも当該要件は適用されます。

<住宅金融支援機構が発行する資産担保証券の取扱い>

【関連条項】第11条第1項第1号

第 11 条-Q2 住宅金融支援機構が発行する資産担保証券は、住宅ローン担保証券に該当しますか。

(A)

住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下、「住宅金融支援機構債」という。）については、住宅ローン債権プールを裏付けとしていることから、住宅ローン担保証券であるとも考えることも可能です。

もっとも、住宅金融支援機構債には、住宅金融支援機構の解散や株式会社化等の「制度的な変更」を発動事由とする受益権行使事由が設定されているものの、当該事由発生前は投資家への支払いは発行体である住宅金融支援機構が行うことから、住宅金融支援機構の信用力がその市場流動性に反映されていると考えられます。したがって、本告示においては、住宅金融支援機構債を、住宅ローン担保証券ではなく住宅金融支援機構が発行する債券であるとし、中央政府以外の公的部門が発行する債券に該当するものとみなします。

<米国政府関連モーゲージ担保証券の取扱い>

【関連条項】第 11 条第 1 項第 1 号

第 11 条-Q3 米国政府関連のモーゲージ担保証券（MBS）等の住宅ローン担保証券は、どのように取り扱いますか。

(A)

米国政府関連のモーゲージ担保証券には、①米国連邦政府機関である政府抵当金庫（ジニーメイ<Ginnie Mae>）が裏付けとなる住宅ローン債権（モーゲージ）プールからの投資家への支払いを保証するパススルー証券、②米国政府関係機関である連邦抵当金庫（ファニーメイ<Fannie Mae>）又は連邦住宅貸付抵当公社（フレディーマック<Freddie Mac>）が住宅ローン債権プールを裏付資産として発行・保証するパススルー証券、及び③これらの機関が発行・保証する CMO や REMIC 等のペイスルー証券があります。いずれも住宅ローン債権プールを裏付けとしていますが、発行体による保証が付された債券と認識し、①は米国政府が保証する債券、②及び③は現時点においては米当局により公共部門として認識されていることを踏まえ、中央政府等以外の公共部門が発行又は保証する債券として取り扱います。

<ローン・トゥ・バリュー・レシオ>

【関連条項】第 11 条第 1 項第 1 号

第 11 条-Q4 ローン・トゥ・バリュー・レシオ（LTV）が平均 80%以下とは、具体的には何を意味しますか。

(A)

ローン・トゥ・バリュー・レシオとは、住宅ローン担保証券の原資産である住宅ローン債権の額と当該債権の抵当権目的である不動産の価額に対する割合をいいます。

これが平均 80%以下とは、基準日時点における平均 LTV の値ではなく住宅ローン担保証券が発行された際の平均 LTV に求められる要件です。また、当該要件はあくまでも LTV の平均値に対する要件であるため、個々の住宅ローン債権については、必ずしも LTV が 80% を下回る必要はありません。また、不動産の価額については、市場慣行や銀行の内部リスク管理上で用いている価額を利用することも可能であることとします。

<株価指数の選定>

【関連条項】第 11 条第 1 項第 4 号

第 11 条-Q5 株式が流動資産に該当する要件の 1 つに株価指数の構成銘柄であることが求められますが、そこにある「主要と一般的に認められる株価指数」とは何を意味しますか。

(A)

マーケットの慣行等において、当該国の株価指数として代表的であると考えられている株価指数のうち主要である株価指数を意味します。多くの情報ベンダー等が当該国の株価指数として挙げているものが候補として考えられます。

また、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成 19 年 8 月 17 日金融庁告示第 59 号）第 5 条第 4 項に掲げる「指定国の代表的な株価指数」として、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-2-3-(3)-③で列挙されている株価指数も、その候補であると考えられます。

「主要である」と一般的に認められる株価指数を選定するときには、取引の状況等に鑑み、その国又は地域の「主要である」と一般的に認められる株価指数」として相応しいか確認する必要があります。

<複数の株価指数>

【関連条項】第 11 条第 1 項第 4 号

第 11 条-Q6 株式が流動資産に該当する要件の 1 つに株価指数の構成銘柄であることが求められますが、複数の株価指数を適用することは可能ですか。

(A)

第 11 条第 1 項第 4 号ロにおいて、株価指数の選定のルールが定められており、以下(1)は我が国について、(2)は流動性カバレッジ比率規制を導入している我が国以外の国又は地域、(3)はその他の国又は地域のルールとなっています。

(1) 我が国においては、東証株価指数の 1 つに限定します。

また、(2) について、我が国以外の国又は地域の流動性カバレッジ比率規制において当該国又は地域の株価指数として複数の株価指数が採用されている場合には、我が国規制においても当該国又は地域の株価指数として当該複数の株価指数を採用することが可能です。

(3) について、基本的には 1 つの株価指数に限定するものとします。ただし、複数の株価

指数において市場規模等の観点から見た重要性が同等であり、十分な市場流動性があると考えられる場合には、定期的に妥当性の検証を行う場合に限り、複数の株価指数を採用することも可能です。

<新規採用銘柄の価格下落率>

【関連条項】第 11 条第 1 項第 4 号

第 11 条-Q7 株式の過去のストレス期における価格下落率を確認する場合には、2007 年以降（我が国においては 2008 年以降。以下同じ。）に構成銘柄に採用された株式については、構成銘柄に採用されて以降の価格下落率のみを確認すればよいですか。

(A)

株式の価格下落率の確認においては、株価指数の構成銘柄に採用されていたか否かに関わらず 2007 年以降の価格下落率について確認する必要があります。ただし、2007 年以降に上場された株式については、上場以後のみの価格下落率を確認することでこれを満たすこととします。

<格付等の使用基準の設定>

【関連条項】第 13 条

第 13 条-Q1 適格格付機関は、我が国当局により選定されたもののみを使用することができるのでしょうか。例えば、国際的な格付機関と提携している現地の格付機関等を連結ベースの流動性カバレッジ比率の算出において使用する際には、我が国当局の承認が必要となるのでしょうか。

(A)

我が国の規制においては、国内外の別なく、格付機関が我が国の基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることになっていることから、流動資産の判定には海外で発行された有価証券を含め、我が国当局が選定した適格格付機関の格付のみが使用することができます。

<運用上の要件を満たすかどうか不明な有価証券等の取扱い>

【関連条項】第 14 条

第 14 条-Q1 運用上の要件の全てを満たすか明確に確認できない有価証券等はどのように取り扱いますか。

(A)

運用上の要件の全てを満たすか明確に確認できない有価証券等を適格流動資産として取り扱うことはできません。

<デリバティブ取引に関する分別管理>

【関連条項】 第 15 条第 4 号

第 15 条-Q1 デリバティブ取引等により担保を受け入れている場合、他の資産と区分管理していないことが自由処分性の要件となっていますが、どのような場合を指していますか。

(A)

顧客からデリバティブの担保として受け入れた有価証券や金銭等を、自己が保有する有価証券や金銭等と分別管理していない場合を指します(金融商品取引法第 43 条の 2 参照)。

デリバティブ取引等の受入担保については、分別管理義務の対象から除外されており、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に自由に使用可能なものが自由処分性の要件を満たし、適格流動資産に算入可能です。

<銀行の事業戦略及びリスク管理の方針>

【関連条項】 第 15 条第 7 号

第 15 条-Q2 「銀行又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと」とは、例えばどのような場合が該当しますか。

(A)

流動資産を売却した際やレポ形式の取引等により資金を調達した際に、市場リスク管理などの銀行内部のリスク管理上のリミット等に抵触する場合があります。例えば、保有している流動資産に対してヘッジを行っており、ヘッジ手段を残したまま、当該流動資産のみを売却した場合に、市場リスク管理上のリスク量のリミット等に抵触するケースが考えられます。

そうした事態を避けるために、ヘッジ手段も併せて解消することが想定されるのであれば、ヘッジ手段を解消することから生じる資金流出額も流動性カバレッジ比率の計算上で勘案する必要があります。

<中央銀行、中央政府以外の公共部門、中央清算機関等への超過担保資産>

【関連条項】 第 15 条第 9 号

第 15 条-Q3 基準日時点において担保として実際に用いられていない資産はどのように特定すればよいですか。

(A)

流動性不足が生じないように、中央銀行、中央政府以外の公共部門、中央清算機関等に超過して担保を差し入れている場合、その超過部分については、担保として実際に用いられていない資産として適格流動資産に算入可能です。

契約において実際に担保として用いられていない超過部分を特定可能な場合においては、当該部分を超過担保とします。一方、契約において担保として用いられていない超過部分

が特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である限りにおいて、銀行において超過部分の資産を任意に特定可能です。

レベル1資産、レベル2A資産、レベル2B資産、及びその他の資産を担保として差し入れている場合、まず、その他の資産を割り当て、次にレベル2B資産、レベル2A資産、最後にレベル1資産を割り当てることが可能です。

<流動資産と非流動資産から構成される担保>

【関連条項】第15条

第15条-Q4 レポ形式の取引等やデリバティブ取引等で受け取っている担保が、複数の種類の流動資産や非流動資産から構成される場合に、当該担保のうち流動資産について自由処分性があるものとして取り扱うことが可能ですか。

(A)

当該担保の資産を部分的に再担保等に用いることが契約上可能であれば、当該一部について自由処分性を認めることが可能です。一方で、当該担保を部分的に再担保等に用いることが不可能な場合には、当該担保全体について自由処分性があるかどうかを判断することになります。この場合において、他の条件も満たし適格流動資産として取り扱うことが可能となった際の当該担保の適格流動資産算入可能率は、当該担保に含まれる資産に対する適格流動資産算入可能率のうち最も低いものが適用されます。

<特定取引勘定、満期保有目的で保有している有価証券、又は政策保有株の取扱い>

【関連条項】第15条

第15条-Q5 特定取引勘定で保有している有価証券や満期保有目的の有価証券、政策保有株を算入可能適格流動資産の合計額へ算入することは可能ですか。

(A)

会計上の勘定科目のみで、適格流動資産への算入の判定を行うわけではありません。レポ形式の取引等又は売却取引での取扱いが事務手続き上定められていること、資金化後の資金を流動性管理部門が利用できること、経営・リスク管理のポリシーに反しないことなど、運用上の要件を満たすことが適格流動資産へ算入するためには必要となります。

<自由移動性>

【関連条項】第17条

第17条-Q1 海外営業拠点等に現地当局による規制が適用される場合において、自由移動性が認められる適格流動資産の計算方法について教えてください。

(A)

海外営業拠点等について計算した純資金流出額に相当する適格流動資産は、流動性カバレッジ比率を算出する時に想定するストレスがあった際に、たとえ当該海外営業拠点等か

ら自由に移動できなくても現地の純資金流出額へ対処するためにこれを用いることが可能であるため、自由移動性があるとみなすことが可能です（第17条第2項）。

ここで、現地の規制により、海外営業拠点等から流動資産を現金化することにより取得した金銭が自由に移動できない3つのケースを想定してみます。いずれにおいても、我が国の流動性カバレッジ比率規制に基づき計算した当該海外営業拠点等の純資金流出額は100とし、150の流動資産を保有しているとします。この場合において、現地規制により必要とされる流動資産の金額が、①50、②150、③100である3つのケースを想定します。

	純資金流出額	現地規制必要額	自由移動性がないとみなされる額
①	100	50	0
②	100	150	50
③	100	100	0

①のケースでは、現地規制により必要とされる流動資産の金額が、我が国の流動性カバレッジ比率規制に基づき計算した当該海外営業拠点等の純資金流出額を下回るため、自由移動性がないとみなされる流動資産はありません。

一方で、②のケースでは、現地規制により必要とされる流動資産の金額が、我が国の流動性カバレッジ比率規制に基づき計算した当該海外営業拠点等の純資金流出額を上回るため、上回る部分について自由移動性がないとみなします。

最後に、③のケースでは、現地規制により必要とされる流動資産の金額が、我が国の流動性カバレッジ比率に基づき計算した当該海外営業拠点等の純資金流出額と等しくなる場合を想定します。これは、言い換えれば、現地規制において我が国の流動性カバレッジ比率と同額の流動資産を保有することが求められるケースとなります。この場合においても、①と同様に、純資金流出額まで自由移動性があるとみなすことが可能ですので、自由移動性がないとみなされる流動資産はありません。

【第5章（資金流出）関係】

<担保となっている預金の資金流出>

【関連条項】第20条、第21条等

第20条-Q1 貸出の担保となっている預金の資金流出の考え方について教えてください。

(A)

預金者への貸出の担保である預金については、当該貸出が次の条件を満たす場合には、既に貸出の担保として用いられている部分は資金流出額の計算の対象外とすることを可能とします。

- ① 貸出が 30 日以内に満期日もしくは返済日を迎えないこと
- ② 貸出が返済されない限り、預金者が担保として用いられている預金を引き出すことができない旨が法的に有効な契約によって定められていること
- ③ 貸出額が担保である預金の金額を上回らないこと

<継続的な取引関係、預金者等が日常用いる預金口座>

【関連条項】第 20 条第 1 項

第 20 条-Q2 「継続的な取引関係」、「預金者等が日常用いる預金口座」について、具体的には、どのような場合に要件を満たしていると考えられますか。

(A)

「継続的な取引関係」とは、預金者との間の預金契約以外の取引関係を指します。そうした「継続的な取引関係」があることにより、流動性ストレス時においても、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められる取引関係には、以下のようなものが該当します。

- ・貸出（コミットメントライン契約、当座貸越契約等を含む。）
- ・ローン契約（住宅ローン、教育ローン、カードローン等）
- ・遺言信託契約、教育資金贈与信託契約
- ・貸金庫契約

また、「預金者等が日常用いる預金口座」とは、預金者が当該口座を通じて決済を日常的に行うことにより一定の金額を保有する必要があるため、流動性ストレス時においても、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められる預金口座を指します。そうした口座には、以下のような口座が該当します。

- ・給与振込口座
- ・年金受取口座
- ・公共料金自動振替口座
- ・クレジットカード自動振替口座
- ・家賃自動振替口座
- ・EB 提供口座

<全額についての預金保護>

【関連条項】第 20 条第 2 項第 3 号

第 20 条-Q3 実効的な預金保険制度の要件の 1 つに「当該上限額以下の部分の全額につき預金保護の対象とされるものであること」との条件がありますが、具体例を用いて説明してください。

(A)

「全額につき預金保護が行われる」とは、預金保険上限額の範囲内で預金額 100%が預金

保険制度によって保護されていることを意味します。仮に預金者が預金保険上限額を超える残高を保有していたとしても、預金保険上限額までの預金残高は、「全額につき預金保護が行われる」として取り扱うことができ、他の要件を満たせば、安定預金となります。一方で、預金保険上限額を超える額は準安定預金として取り扱われることとなります。

例えば、預金者が、上限額が 100 万円である預金保険制度によって保護された預金 150 万円を保有していたとして、金融機関に払戻しができない場合にその預金者が預金保険制度から少なくとも 100 万円を受け取るとしたら、100 万円は「全額につき預金保護が行われる」とみなされ、他の要件を満たせば、安定預金として取り扱われます。この場合、残りの 50 万円は準安定預金として取り扱われることとなります。一方で、預金保険制度が預金額の比率で（例えば、上限を 100 万円として、預金額の 90%）保護していたにすぎない場合、150 万円の預金額全額が準安定預金となります。

<実効的な預金保険制度の確認方法>

【関連条項】 第 20 条第 2 項

第 20 条-Q4 我が国の預金保険制度・貯金保険制度は、「実効的な預金保険制度」に該当しますか。また、我が国以外の国又は地域の預金保険制度が実効的な預金保険制度等に該当するかどうか、どのように確認すればよいですか。

(A)

我が国の預金保険制度・貯金保険制度は、実効的な預金保険制度の要件を満たします。我が国以外の国又は地域の預金保険制度や政府保証については、それらが基づく規定をもとに実効的な預金保険制度の要件を満たすかご確認ください。明確に判断できない場合は、実効的な預金保険制度とはみなすことはできません。

なお、当該国又は地域でバーゼル委での国際合意に基づく流動性カバレッジ比率規制が導入されており、その中で当該国又は地域の預金保険制度もしくは政府保証が実効的な預金保険制度として取り扱われているのであれば、当該預金保険制度もしくは政府保証を実効的な預金保険制度として取り扱うことができることとします。

<安定預金に係る資金流出率の特例の要件を満たす預金保険制度>

【関連条項】 第 20 条第 3 項

第 20 条-Q5 我が国の預金保険制度・貯金保険制度は、第 20 条第 3 項で定められる安定預金に係る流出率の特例の要件を満たす預金保険制度に該当しますか。また、他の国又は地域の預金保険制度が、同特例の要件を満たすかどうかどのように確認すればよいですか。

(A)

我が国の預金保険制度・貯金保険制度は、安定預金に係る資金流出率の特例の要件を満たします。我が国以外の国又は地域の預金保険制度や政府保証については、当該国又は地域でバーゼル委での国際合意に基づく流動性カバレッジ比率規制が導入されており、その

中で当該国又は地域の預金保険制度もしくは政府保証が同様に安定預金に係る流出率の特例の要件を満たすものとして取り扱われているのであれば、本告示においても、安定預金に係る流出率の特例の要件を満たす預金保険制度と取り扱うことができることとします。

バーゼル委での国際合意に基づく流動性カバレッジ比率規制が導入されていない国又は地域においては、各号で定める要件を満たすか確認する必要があります。明確に判断できない場合は、本特例を適用することはできません。

<準安定預金の区分>

【関連条項】第21条第2項第2号

第21条-Q1 銀行が流動性リスクの内部管理上で定めるその他の区分の取扱いを教えてください。

(A)

ストレステスト等の流動性リスク管理で用いているものに準拠して、リスク管理上で重要と考えられる区分を各金融機関で設定してください。流動性リスク管理上で用いられている何らかの区分であっても、預金の流出を管理する上での重要性が低いと考えられる場合には、追加的な区分を設ける必要はありません。

追加的な区分を設定する必要があるかを検討する際には、過去の流動性ストレス期に既に流出率を別途設定済みの項目を除く準安定預金の流出率が10%を超えていなかったか、超えていない場合であっても現在の準安定預金の構成を当てはめた場合にも10%を超える蓋然性が十分に低いかなどの観点から検証する必要があります。

<海外営業拠点等の預金の資金流出率>

【関連条項】第25条

第25条-Q1 海外営業拠点等において受け入れた預金に係る資金流出率を適用する場合には、当該海外営業拠点等が所在する国又は地域の当局が定めた預金の区分に対して適用する必要がありますか。

(A)

海外営業拠点等が所在する国又は地域の当局が定めた流動性カバレッジ比率の規制において、我が国での規制におけるリテール預金に関する分類と異なる分類が適用されており、現地の当局に対して当該規制に基づく報告を行っている場合には、現地の当局が定めた分類に従うこととします。

なお、規制ではなく、定期的な当局宛報告が実施されている国又は地域がある場合においても、現地の当局が定めた分類に従うこととします。

<預金者、顧客、取引相手方の属性>

【関連条項】第27条、第28条等

第 27 条-Q1 預金者、顧客、取引相手方の属性が不明な場合には、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

預金者、顧客、取引相手方の属性が不明な場合には、特定できる範囲の中で最も保守的に取り扱うこととします。すなわち、資金流出に関する項目では資金流出率が最大となるように、資金流入に関する項目であれば資金流入率が最小となるように取り扱います。

<ホールセール預金の預金保険制度>

【関連条項】第 27 条第 1 号

第 27 条-Q2 ホールセール預金における「全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等」の金額は、どのように決定しますか。

(A)

ホールセール預金の場合、第 20 条で規定されるリテール預金にかかる預金保険と異なった取扱いになるため留意が必要です。例えば、預金者が上限額 100 万円である預金保険制度によって保護された預金口座に 150 万円の預金をしていた場合、「全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座」とはみなされず、第 27 条第 2 号により、預金 150 万円の全額に 40%の資金流出率が適用されることとなります。

<十分に細分化された預金データ>

【関連条項】第 29 条第 5 項第 1 号

第 29 条-Q1 定量的基準の 1 つに、「十分に細分化された預金データに基づき適格オペレーショナル預金の額を推定していること」とありますが、顧客単位のデータを使用する必要がありますか。

(A)

必ずしも顧客単位での預金データに基づく必要はなく、行動が類似するような預金者属性（業種、金利種類等）にグルーピングした上で、過去の資金流出データを基に、オペレーショナル預金の金額推定を行っても構いません。ただし、その場合、グルーピングの適切性を定期的に検証していく必要があります。

<流動性ストレス時における引出しリスク>

【関連条項】第 29 条第 5 項第 2 号

第 29 条-Q2 定量的基準の 1 つである「流動性ストレス時における引出しリスク」をどのように勘案すればよいですか。

(A)

流動性ストレス時を想定した場合にも残高が維持される可能性が高いものについて、適格オペレーショナル預金として算出する趣旨であり、過去の流動性ストレス期を含めた引

出し実績のみならず、将来の流動性ストレス時において想定すべき様々な要因に基づく引出しリスクを勘案して推計する必要があります。

<適格オペレーショナル預金に係る特例又はシナリオ法の使用の中止>

【関連条項】第 30 条第 2 項、第 39 条第 2 項

第 30 条-Q1 適格オペレーショナル預金に係る特例又はシナリオ法の使用を中止することは、「合理的な理由」が存在する場合にのみ認められますが、具体的にはどのようなものが「合理的な理由」と考えられますか。

(A)

これらの手法を一旦採用した銀行は、規制上の一貫性を保つために、原則として継続使用しなければなりません。もっとも、対象となる事業の規模が極端に小さくなり、流動性カバレッジ比率への影響が無視できるようになった場合や、何らかの理由により使用の要件を満たさなくなることが確実に見込まれる場合などにおいては、これらの手法の使用を中止することができます。

<担保交換取引における元本擬制額>

【関連条項】第 32 条第 2 項、第 62 条第 2 項

第 32 条-Q1 担保交換の計算において、反対向きの 2 つのレポ形式の取引等を擬制する場合、どのように金銭の額を決定すればよいでしょうか。

(A)

差入資産及び受入資産のいずれか質の高い資産あるいは時価総額が相対的に低い資産の時価総額を使用するものとします。

<有担保資金調達等に係る資金流出・資金流入の考え方>

【関連条項】第 33 条、第 63 条

第 33 条-Q1 有担保資金調達等に係る資金流出・資金流入ではどのようなシナリオを前提としているのですか。

(A)

有担保資金調達等に係る資金流出では、第 32 条第 2 項で取り扱う担保交換取引を除くと、銀行が有価証券を差し出す代わりに金銭を受け入れる資金調達取引を対象としています。流動性カバレッジ比率規制上のシナリオとしては、ストレス時には、満期の到来した取引については取引が新規継続されることが仮定されていますが、同じ有価証券であっても、有価証券の種類に応じて資金調達能力が低下することが想定されています。例えば、レベル 1 資産を差し出し、金銭を調達する取引では、新規継続において資金調達能力は低下しないため資金流出は発生しませんが、レベル 2A 資産を差し出し、金銭を調達する取引では新規継続においては、15%の資金調達能力の低下が仮定されており、それに伴い追加担保の

差入れもしくは資金調達額の減少が発生することが想定されています。

資金流入においても同様の想定がなされています。

<有担保資金調達等で担保を特定できない場合>

【関連条項】第 33 条、第 63 条

第 33 条-Q2 有担保資金調達等において、担保プールを差し入れ又は受け入れており、個々の取引について使用する担保を特定できない場合には、どの資産が担保として使われているとみなして計算すればよいですか。

(A)

有担保資金調達等において、担保プールを差し入れ又は受け入れており、個々の取引について使用する担保を特定できない場合には、第 15 条第 9 号での考え方と同様に、担保プールの中の任意の資産が担保として用いられているとみなして計算することが可能です。

<信用取引の取扱い>

【関連条項】第 33 条、第 63 条

第 33 条-Q3 我が国における信用取引（制度信用、一般信用）は、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

我が国における信用取引は、顧客が購入する有価証券を担保とすることを前提に金銭の貸付けを行うという意味ではマージン貸出に近い取引ですが、プライム・ブローカレッジ業務の一環として行う取引ではないため、マージン貸出には該当しません。

そこで、信用取引に対しては、第 33 条第 1 項第 7 号又は第 63 条第 1 項第 6 号の規定は適用せず、一般のレポ形式の取引等に該当することとします。また、一般のレポ形式の取引等と同様に、資金流出に関しては 30 日以内に流出する可能性がある取引すべて、資金流入については流入することが確かな取引のみを対象に、資金流出額、資金流入額をそれぞれ計算します。

個人等を対象とした制度信用取引において、30 日以内に流入することが確かな取引を抽出するにあたっては、全体の取引残高と最長満期を基に推計することも可能とします。ただし、こうした推計を行う際には、推計方法を明確に定めるとともに、一旦採用した手法を合理的な理由がない限り変更することはできません。

<プライム・ブローカレッジ業務での取引>

【関連条項】第 33 条

第 33 条-Q4 プライム・ブローカレッジ業務において、顧客のショート・ポジションを充足するために自らが所有する有価証券を差し入れている取引について、100%の資金流出率が設定されているのはなぜですか。

(A)

プライム・ブローカレッジ業務の顧客がショート・ポジションを充足するために銀行から有担保（典型的には金銭担保）で有価証券を借り入れている取引は、銀行にとっては有担保で有価証券を貸し出していることに相当するため、第 32 条及び第 33 条で取り扱う有担保資金調達等に該当します。

こうした取引に関して特別な措置を設けない場合には、第 33 条で定められている資産に応じた資金流出率が適用されることとなりますが、プライム・ブローカレッジ業務において実施している取引については、そのリスクに鑑み、100%の資金流出率が特別に設定されています。

<資金流出及び資金流入を伴うデリバティブ取引等>

【関連条項】 第 35 条第 2 項

第 35 条-Q1 資金流出及び資金流入を伴うデリバティブ取引等の契約においては、資金流出額と資金流入額をそれぞれ認識する必要がありますか。

(A)

スワップ取引や先渡取引のように、資金流出及び資金流入を伴うデリバティブ取引であっても、第 35 条第 2 項に基づき、契約単位で資金流出額もしくは資金流入額を勘案します。すなわち、資金流出額及び資金流入額を相殺した金額について、流出超であれば資金流出額を、流入超であれば資金流入額を、当該取引の資金流出額もしくは資金流入額とみなしますので、1 つの取引について資金流出額と資金流入額それぞれを認識する必要はありません。

<オプション性のあるデリバティブ取引等>

【関連条項】 第 35 条第 2 項

第 35 条-Q2 金利水準や株価水準等の金融指標の変動により金銭の支払い又は受取りの金額が変動する契約やオプション性のある契約については、どのように契約上の資金流出額を計算すればよいですか。

(A)

デリバティブ取引等にオプション性がある場合には、取引の満期にかかわらず、オプションの権利行使権を有する主体にとってイン・ザ・マネーであるデリバティブ取引等で、基準日より 30 日以内に権利行使が可能な全ての取引が権利行使されると仮定して計算します。

この場合において、デリバティブ取引等の金銭の支払い又は受取りの金額が将来の一定の時期における金利水準や株価水準等の金融指標の数値に基づいて決定される場合には、基準日において入手可能な当該金融指標の数値等（フォワード・レートを含む。）に基づいて評価した金銭の支払い又は受取りの金額を当該金額とみなすこととし、金銭と有価証券等を交換する契約においては、基本的に差金決済されるものとみなして計算することとし

ます（第 35 条-Q3 参照）。

このうち、デリバティブ取引等に係る担保の受け払いがある場合には、第 35 条第 4 項に規定する担保資産とのネットティングを行う際に、この方法により評価した金銭の支払い又は受取りの金額と担保の受け払い額が相殺されず乖離が生じることになります。そこで、このような場合は、デリバティブ取引等の金銭の支払い又は受取りの金額の評価にあたり、価格算定モデルを用いる等、合理的な推計方法によることも可能とします。またこの際、アウト・オブ・ザ・マネーであるデリバティブ取引等についても、同様の方法で評価することとします。

上記の金銭の支払い又は受取りの金額の計算においては、基本的には、契約上の計算方法によることとしますが、当面の間は、デリバティブ取引等の時価を金銭の支払い又は受取りの金額とみなして差し支えありません。後者の方法を採用する場合には、誤差が大きくなっていないかを定期的に検証する必要があります。

<現物決済が可能なデリバティブ取引等>

【関連条項】第 35 条第 2 項

第 35 条-Q3 現物決済が可能なデリバティブ取引等の資金流出額はどのように計算しますか。

(A)

現物決済が可能なデリバティブ取引等であっても、金銭による決済が可能なものについては、基本的に金銭で決済されると仮定して資金流出額を計算します。

実務上、現物決済が想定される取引、現物決済のみが可能な取引については、適格流動資産算入可能率を考慮した上で資金流出額を算定します。例えば、レベル 2A 資産で決済する場合には、当該資産の時価に 85%を乗じた金額が資金流出額に相当します。現物決済可能な資産の種類に複数の選択肢がある場合には、適格流動資産算入可能率の低いものが選択されると仮定して計算することとします。

<法的に有効な相対ネットティング契約>

【関連条項】第 35 条第 2 項

第 35 条-Q4 「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、具体的にどのような契約を指しますか。

(A)

「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、関係各国の法律の下において有効性を有している相対ネットティング契約のことをいいます。

業界標準として広く用いられている法的に有効なフォーマットに従って定められた相対ネットティング契約であれば、「法的に有効な相対ネットティング契約」と考えられます。

<デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額に係るネットティング>

【関連条項】第35条第4項

第35条-Q5 第35条第4項に定めるデリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額の計算において、担保資産とのネットティングを行うことが出来る旨が規定されています。このネットティング計算の方法及び考え方について教えてください。

(A)

担保契約が締結されており、取引相手との間で担保の授受が行われているデリバティブ取引等において、取引相手方との間でのキャッシュ・フローが生じる場合には、反対方向での担保の移動が行われることとなります。このため、既に担保を受け入れている場合には基準日から30日以内に生じるキャッシュ・インフローとの受入担保額の相殺を行い、相手方に担保を差し入れている場合には基準日から30日以内に生じるキャッシュ・アウトフローと差入担保額の相殺を行うこととしています。

例えば、キャッシュ・アウトフローが3兆円で、差入担保額が2兆円（担保掛目適用後）であるとする、 $3 \text{兆円} - 2 \text{兆円} = 1 \text{兆円}$ の資金流出が計算されます。一方、差入担保が4兆円（担保掛目適用後）である場合は、 $3 \text{兆円} - 4 \text{兆円} = -1 \text{兆円}$ となり、零を下回ることから、資金流出額は零と計算されます（第35条第2項）。なお、零を超えないものの絶対値の合計額は資金流入額とされることから（第67条第2項）、1兆円の資金流入と計算されます。

なお、第35条第4項においては、流動資産を必ずしもネットティングに用いなければならないとはしてはなりません。もっとも、銀行がネットティングに用いるか否かを裁量により決められるとすると、流動性リスクに関する同じリスク・プロファイルに対して2通りの流動性カバレッジ比率が計算される可能性があります。そこで、本告示では、原則として担保として差し入れられている流動資産をネットティングに用いることを想定しています。ただし、内部管理上デリバティブ取引等におけるキャッシュ・フローと担保のフローを分けて管理している場合には、ネットティングを行わずに計算することも可能です。いずれの方法においても、合理的な理由がない限り継続的に同様の方法により計算することが求められ、他の方法に恣意的に変更することはできません。

<時価の変動が著しいレポ形式の取引等>

【関連条項】第36条

第36条-Q1 時価の変動が著しいレポ形式の取引等には、どのような取引が含まれますか。

(A)

デリバティブが内包されていることから時価の変動が著しいレポ形式の取引等を想定しており、例えば、いわゆるストラクチャード・レポが該当すると考えられます。

<簡便法による時価変動時所要追加担保額>

【関連条項】第 37 条

第 37 条-Q1 時価変動時所要追加担保額の計算方法の 1 つである簡便法について、計算例を用いて説明してください。

(A)

簡便法は、現在のポジションに関係なく、過去の 30 日間における担保の最大授受額から資金流出額を推定する方法です。

簡便法においては、過去の担保の授受が受渡しであっても受取りであっても計算上は資金流出とみなしてその合計額を時価変動に伴う資金流出額とするため、過去の担保の授受を計算する単位が重要となります。基本的には、契約毎に計算しますが、第 37 条第 2 項に規定している通り、①担保資産が流動資産に限定されており、受領した担保を第三者に譲渡又は担保として差し入れることができる場合、②法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、複数の取引を 1 つの取引とみなして担保の授受額を計算することが可能です。

次に、担保の授受額として、過去の任意の 30 日間における担保の累積授受額を求めます。30 日間に受渡しと受取りがあった場合には相殺できるため、基準となる日と 30 日前の担保のポジションの差を計算し累積授受額を求めます。例えば、ある契約に関して取引相手方に、基準日にネット・ベースで 200 万円分の担保を受け入れていて、基準日の 30 日前にネット・ベースで 200 万円分の担保を差し入れている場合には、400 万円分の資金流入があったこととなります。もっとも、資金流入であっても担保の授受額としては資金流出として取り扱いますので、当該契約については 400 万円分の資金流出があったとみなします。こうした計算を過去 2 年分の暦日毎について行い、すべての取引の資金流出額の合計額が最大値を取る 30 日間の資金流出額の合計額が簡便法による時価変動時所要追加担保額となります。

ただし、当面の間は、過去 2 年分の暦日毎ではなく、過去 2 年間の各月の月間の資金流出額の合計額を簡便法による時価変動時所要追加担保額とすることも可能です。

<シナリオ法による時価変動時所要追加担保額>

【関連条項】第 38 条

第 38 条-Q1 「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」の考え方を教えてください。

(A)

シナリオ法は、基準日のポジションに対して、過去の流動性ストレス期のうち 30 日間でみた場合の最大のショックが起こった場合、既存の担保契約に基づき、差入担保等の追加による資金流出額を推定する方法です。この場合、担保契約が付随する取引については、デリバティブ契約から生じる資金流出入額と担保契約の資金流出入額の相殺が可能です。

30 日間でみた場合の最大のショックは、銀行のポジションによって異なるため、ポジショ

ンに応じて最大のショックを特定する必要があります。

<シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の対象となる取引>

【関連条項】第 38 条

第 38 条-Q2 「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」の対象となる取引は、担保契約（CSA 契約）が付随する取引に限定されますか。

(A)

「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」は、担保の受渡しに伴う資金流出額を計測するとの考え方の下にあるため、その計測対象は、基本的に担保契約が付随する取引に限定されます。

もっとも、オプション契約などストレスシナリオ下において資金流出額が変動するような取引については、担保契約がなくとも資金流出額が変動する、又は基準日から 30 日以内に資金の受渡しが生じる取引に限定して計測の対象とします。これは、担保契約が付随するような取引がリスク管理上望ましいにもかかわらず、そうした取引が流動性カバレッジ比率の計算上で不当に不利益を受けることを防ぐためです。

<シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の部分適用>

【関連条項】第 38 条

第 38 条-Q3 一部の取引に対してのみ、「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用することは可能ですか。

(A)

「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」は、基本的に対象となる取引（第 38 条-Q2 参照）すべてに対して適用可能な場合しか選択することはできません。

<デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額との関係>

【関連条項】第 38 条

第 38 条-Q4 第 35 条の「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」と第 38 条のシナリオ法による時価変動時所要追加担保額に基づき計算したデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額の関係について教えてください。

(A)

基準日のデリバティブ取引等のポジションに対して、ストレスシナリオを仮定しなかった場合に生じる契約上の資金流出額が第 35 条の「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」、資金流入額が第 67 条の「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流入額」となり、両者の差額がストレスシナリオを仮定しなかった場合の純資金流出額となります。

一方で、第 38 条の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」に基づき計算した「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」は、ストレスシナ

リオ下で生じる差入担保等の追加による純資金流出額の増額分を意味しています。

したがって、両者は異なる現象に基づく資金流出を捉えるものであり、基本的に重複する部分はないと考えられます。もっとも、オプション契約などストレスシナリオ下において資金流出額が変動するような取引については、ストレスシナリオを仮定した場合と仮定しなかった場合の両方の純資金流出額を捉えることになるため（第38条-Q2参照）、そうした取引に限定して、第38条の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」に基づき計算した「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」には、両者の差額を計上することとします。

<ストレスシナリオの選定・変更>

【関連条項】第38条

第38条-Q5 ストレスシナリオの選定・変更はどれくらいの頻度で行う必要がありますか。

(A)

基準日のポジションに応じて最大のショックを特定する必要があるため、原則として連結流動性カバレッジ比率もしくは単体流動性カバレッジ比率を計測する度にストレスシナリオを選定する必要があります。ただし、1か月のうちに複数の基準日に対して計測を行うような際には、ポジションが大幅に変更していない場合に限り、当面の間は、少なくとも月次でストレスシナリオを変更すればよいこととします。

また、ストレスシナリオの選定においては、過去の流動性ストレス期の全ての日次に対して30日間のストレスシナリオを網羅的に作成し、最大のショックを特定することも考えられますが、合理的な探索手法を用いることにより最大のショックを特定することも可能です。

<ストレスシナリオの選定・変更における価格変動の計算>

【関連条項】第38条

第38条-Q6 ストレスシナリオの選定・変更において、デリバティブ取引等のポジションの価値変動を計算する際に、フル・バリュエーション法を用いる必要がありますか。

(A)

必ずしもフル・バリュエーション法（ストレスシナリオにおけるパラメータを前提として、再度ポジションの時価評価を行い、価値変動の計算を行う方法）を用いる必要はありません。ただし、価格感応度法（ストレスシナリオにおけるパラメータ変動に価格感応度を乗じて、価値変動の計算を行う方法）などの簡便的な計算を行う際には、主要な感応度等がすべて含まれているか、計算結果が十分に近似できているかなどについて検証を行い、計算方法が妥当であることを確認する必要があります。

<定量的基準>

【関連条項】第 38 条

第 38 条-Q7 フル・バリュエーション法を用いなくても、「定量的基準」を満たすと考えることができますか。

(A)

第 38 条-Q6 と同様に、必ずしもフル・バリュエーション法を用いる必要はありません。ただし、価格感応度法などの簡便的な計算を行う際には、主要な感応度がすべて含まれているか、計算結果が十分近似できているかなどについて検証を行い、計算方法が妥当であることを確認する必要があります。また、十分な精度で計算できない可能性がある取引については、計算の精度を上げるだけでなく、保守的な計算を行うことによる対処も可能です。

<通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること>

【関連条項】第 38 条

第 38 条-Q8 どのような場合に「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれている」と考えることができますか。

(A)

当該要件は、いわゆるユーステストの要件に該当します。もっとも、流動性カバレッジ比率の計算は、特定のストレスシナリオを想定した計算であるため、当該ストレスシナリオを内部管理上で用いることを必ずしも求めているものではありません。また、流動性カバレッジ比率のような流動性の健全性に関する内部管理上の指標を計算することを必ずしも求めているものでもありません。

当該要件は、何らかのストレスシナリオ下での時価変動時所要追加担保額を同じ計算ルールに基づいて計測した結果を、例えば流動性リスクに関するストレステストなど、何らかの内部の流動性リスク管理上で用いることを求めています。

<超過受入担保額・未提供担保額における担保契約の勘案>

【関連条項】第 42、43 条

第 42 条-Q1 基準日時点において、取引相手方が（に対して）差し入れることが義務づけられている担保額は、どのように計算しますか。

(A)

基準日時点における担保所要額は、締結する担保契約に則って計算します。例えば、CSA 契約を締結している場合には、契約で定める信用極度額（Threshold Amount）、独立担保額（Independent Amount）、最小引渡担保額（Minimum Transfer Amount）等の金額も勘案した上で、超過受入担保額・未提供担保額の計算を行う必要があります。

<資金提供義務に基づく資金流出額>

【関連条項】第 48 条第 2 項第 2 号

第 48 条-Q1 金融機関等以外の者への資金提供義務に基づく資金流出額の計算方法について教えてください。

(A)

30 日以内に返済される金融機関等以外の者に対する貸付金のうち、50%はロールオーバーされると仮定し、当該部分については、資金提供義務に基づく資金流出額の計算から除きます。例えば、30 日以内に金融機関等以外の者に対して 200 万円貸し付ける義務を負い、30 日以内に 100 万円の貸付金が返済される場合には、100 万円の内の 50%の 50 万円はロールオーバーされると仮定し、資金流出額は $200 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} \times 50\% = 150 \text{ 万円}$ と計算されます。一方で、ロールオーバーされない分については、 $100 \text{ 万円} \times 50\% = 50 \text{ 万円}$ が、第 64 条に基づく資金流入額として計算されます。

なお、計算にあたっては、個々の貸付先毎に貸し付ける義務を負う金銭の額と受け入れる金銭の額の差し引きを行う必要はなく、金融機関等以外の貸付先全体での貸し付ける義務を負う金銭の額と受け入れる金銭の額の差し引きを行うことで構いません。

<顧客のショート・ポジションに係る資金流出額>

【関連条項】第 52 条

第 52 条-Q1 顧客のショート・ポジションに係る資金流出額を偶発事象に係る資金流出として取り扱う考え方について教えてください。

(A)

取引相手方から担保として受領した有価証券をプライム・ブローカレッジ業務における顧客のショート・ポジションを充足するために用いるレポ形式の取引等は、2 つの取引から構成されています。したがって、当該規定がなければ、本告示の別の条文の規定が資金流出及び資金流入として適用されることとなります。例えば、レポ形式の取引等により取引相手方からレベル 2A 資産を受領し、当該資産を他の取引相手方にレポ形式の取引等により差し出す場合で、両取引の満期が基準日より 30 日以内に到来する場合には、第 63 条第 1 項第 2 号に基づく 15%の資金流入と第 33 条第 1 項第 3 号に基づく 15%の資金流出をそれぞれ認識することになるため、全体の純資金流出額は零となります。

もっとも、この場合において、ショート・ポジションを取っている顧客がショート・ポジションを継続する一方で、もう片方の取引相手方が満期日において新規継続取引を行わない場合が考えられます。こうした場合には、銀行が自ら有価証券を調達する必要が生じます。こうしたケースが偶発的に生じる可能性を考慮し、本告示では、偶発事象に係る資金流出として当該資金流出を認識することとしています。

<その他偶発事象に係る資金流出額>

【関連条項】第53条

第53条-Q1 「その他偶発事象に係る資金流出額」には、具体的にはどのようなものが含まれますか。

(A)

「その他偶発事象に係る資金流出額」は、例えば、以下に掲げるものが挙げられますが、これらに限定するものではありません。また、必ずしも以下に掲げるものを含む必要はありません。内部の流動性リスク管理上で重要なものについて、その他偶発事象に係る資金流出額として計上する必要があります。

- ・ 銀行又は関連する導管体、証券投資ビークルやその他の調達ファシリティが発行する債券（仕組債を含む。）の投資家からの期限前償還又は買戻請求
- ・ 投資ファンド等と締結している、契約期間内において定められた投資金額枠までの出資要求（キャピタル・コール）
- ・ MMF 又はその他の価格安定型集団投資ファンド等に対する流動性供給
- ・ 連結対象と判断されないジョイントベンチャー又は少数持分保有のエンティティへの流動性供給
- ・ 引受・販売した債券に対する顧客からの買戻請求

<約定未受渡の担保交換取引>

【関連条項】第56条、第70条

第56条-Q1 約定未受渡の担保交換取引についてはどのように計算すればよいですか。

(A)

約定未受渡の担保交換取引についても、約定未受渡のレポ形式の取引等と同様に、基準日から30日を経過する日までの間において弁済期が到来しないものに限り、資金流出入額を計算することになります。受入担保資産の時価総額に、第70条2項に定める約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額から、差出担保資産の時価総額に、第56条2項に定める約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額を差し引き、正の場合はその他資金流入額、負の場合はその他資金流出額として認識します。

なお、使用する担保資産の時価総額は、差入資産及び受入資産のいずれか質の高い資産あるいは時価総額が低い担保資産の時価総額を、受入担保資産と差出担保資産に共通して使用します。

<無担保の有価証券借入に係る資金流出額及び資金流入額>

【関連条項】第58条、第72条

第58条-Q1 無担保の有価証券貸出に係る資金流入額では有価証券の種別によって異な

る資金流入率が適用されるのに対し、無担保の有価証券借入に係る資金流出額では、一部の取引を除き、零パーセントの流出率が適用されるのはなぜですか。

(A)

第 58 条が対象とする 30 日以内に満期を迎える無担保の有価証券借入において借り入れている有価証券は、第 15 条第 1 項第 5 号の規定によって自由処分性の要件を満たさないため、運用上の要件を満たさず、算入可能適格流動資産の合計額には計上できません。したがって、当該借入資産に係る資金流出額も計上する必要はありません。

一方で、第 72 条が対象とする有価証券貸出については、流動性ストレス時には、満期を迎える取引が新規継続されず、有価証券を受け渡す代わりに金銭を受け入れることが想定されます。そのため、有価証券の種類に応じた資金流入率が想定されています。

<カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている無担保の有価証券借入>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q2 無担保の有価証券借入が用いられるカバード・ショート・ポジションに対して、100%の資金流出率が適用されるのはなぜですか。

(A)

取引相手方から無担保で借り入れた有価証券を、銀行又は連結子法人等のショート・ポジションに用いる取引については、流動性ストレス時においては、無担保による調達能力は低下し、無担保借入取引は継続されないものと考えられます。そのため、ショート・ポジションを維持するために、別途、レポ形式の取引等で調達するか、あるいは、有価証券の買戻しにより別途ポジションを手仕舞う必要があることから、100%の資金流出率が想定されています。

<その他契約に基づく資金流出額>

【関連条項】第 60 条

第 60 条-Q1 「その他契約に基づく資金流出額」には、具体的にはどのようなものが含まれますか。

(A)

「その他契約に基づく資金流出額」は、例えば、以下に掲げるものが挙げられますが、これらに限定するものではありません。また、必ずしも以下に掲げるものを含む必要はありません。内部の流動性リスク管理上で重要なものについて、その他契約に基づく資金流出額として計上する必要があります。ただし、一般管理費その他費用の支払いに充てるものは、その他契約に基づく資金流出額に含めません。

- ・ 自社株買いに係る資金流出
- ・ 他社への出資に伴う資金流出
- ・ 土地・建物等、固定資産の買入れ

- ・ 課徴金の納付

【第6章（資金流入）関係】

<有担保資金運用取引の資金流入に関する弁済期>

【関連条項】第62条

第62条-Q1 有担保資金運用取引の資金流入額の算定において、銀行の裁量により取引の解消を決定することができる取引の弁済期はどのように考えればよいですか。

(A)

期限の定めがなく、銀行から取引相手方への通知等により取引が解消可能な有担保資金運用取引については、30日を経過する日までの間に弁済期が到来するとみなすことができます。

<受入担保に処分制約のある有担保資金運用取引>

【関連条項】第62条

第62条-Q2 受入担保に処分制約のある有担保資金運用取引はどのように取り扱いますか。

(A)

受入担保に質権が設定されているなど、担保の転売や再担保に制約がある有担保資金運用取引について、通常のレポ形式の取引等と同様に取り扱った場合、受入担保を適格流動資産に算入できないことから、流動性カバレッジ比率が悪化してしまいます。流動性ストレス時において、銀行の判断により、担保を返還し、貸し出した現金を回収することが可能な30日を経過する日までの間に弁済期が到来する有担保資金運用取引は、通常の貸付けに準じて100%の資金流入を読める取扱いとします。これには、例えば有担保コール取引で資金を貸し付けている場合等が含まれます。

<流動資産以外の資産を担保とするマージン貸出>

【関連条項】第63条第1項

第63条-Q1 流動資産以外の資産を担保とするマージン貸出について、50%の資金流入率が設定されているのはなぜですか。

(A)

適格流動資産以外の資産を担保とするマージン貸出は、流動資産に該当しない資産を担保とするレポ形式の取引等の一形態であると解釈できるため、当該貸出に対する特別な措置がない場合には100%の流入率が適用されることとなります。もっとも、こうした取引のリスクに鑑み、流入率を50%とすることとします。

<カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているレポ形式の取引等>

【関連条項】 第 63 条第 2 項

第 63 条-Q2 カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているレポ形式の取引等に 0%の資金流入率が適用されるのはなぜですか。

(A)

カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているレポ形式の取引等については、当該レポ形式の取引等に付随した銀行又は連結子法人等のショート・ポジションと一体として資金流入を考えます。

すなわち、銀行又は連結子法人等の有価証券に係るショート・ポジションがレポ形式の取引等により充足されている場合には、レポ形式の取引等が基準日より 30 日以内に満期を迎える取引であっても、銀行又は連結子法人等のショート・ポジションを維持するために、レポ形式の取引等はロールされると仮定されるので、0%の資金流入率が適用されます。また、レポ形式の取引等の満期に合わせて、ショート・ポジションを手仕舞う場合にも、レポ形式の取引等から生じる資金により、有価証券の買戻しを行う必要があることから、資金流出入が相殺され0%の掛目が適用されます。

<全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの>

【関連条項】 第 64 条第 2 項

第 64 条-Q1 貸付金等の回収に係る資金流入額の計算において、「全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの」とは何を意味しますか。

(A)

債務者区分で正常先に区分される債務者もしくは正常先に該当する信用格付が付与された債務者に対する貸付金等が該当します。債務者区分を行っていない場合には、内部管理上で正常先に相当する信用格付が付与された債務者に対する貸付金等が該当することとします。

<適格流動資産から生じるクーポン収入>

【関連条項】 第 71 条

第 71 条-Q1 適格流動資産から生じる 30 日以内のクーポン収入は、資金流入に計上できますか。

(A)

適格流動資産の時価に将来のクーポン収入分も含まれている場合、分子と分母で二重計上になりますので、資金流入には含めません。

<その他契約に基づく資金流入額>

【関連条項】第 73 条

第 73 条-Q1 「その他契約に基づく資金流入額」には、具体的にはどのようなものが含まれますか。

(A)

「その他契約に基づく資金流入額」は、例えば、以下に掲げるものが挙げられますが、これらに限定するものではありません。また、必ずしも以下に掲げるものを含む必要はありません。内部の流動性リスク管理上で重要なものについて、その他契約に基づく資金流入として計上することができますが、流動性管理部署が流動性管理のために用いることができる資金の流入であるか、資金流出の特定の項目のために用いることが確定している資金の流入である必要があります。

- ・ 契約上確定した資金調達（社債発行、増資等）
- ・ 営業の譲渡
- ・ 土地・建物等、固定資産の売却